

## 入札に関する仕様書

### 1 入札参加申込方法

競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の他に書類一式を併せて提出し、  
入札参加の資格を有することを証明しなければならない。

#### (1) 申請書受付

令和8年2月16日(月)から令和8年2月24日(火)までの  
午前9時から午後5時まで

#### (2) 提出場所

取手市東一丁目1番5号  
公益財団法人取手市文化事業団（取手福祉会館 1階管理事務室）  
電話：0297-73-3251

#### (3) 提出書類（提出部数 各1部）

	提 出 書 類	法人	個人	備考
①	入札参加申込書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※別紙「様式1」
②	誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※別紙「様式2」
③	商業登記事項証明書	<input type="radio"/>		発行日から3か月以内のもの
④	住民票の写し又は登録原票記載事項証明書		<input type="radio"/>	発行日から3か月以内のもの
⑤	国税の「未納の税額がないこと」の納税証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	所轄税務署において、 法人の場合「納税証明書交付請求書（その3の3）」により取得したもの 個人の場合「納税証明書交付請求書（その3の2）」により取得したもの
⑥	茨城県税の「すべての税目において未納がないこと」の納税証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県税事務所等において、 納税証明申請（様式第40号の4（ア））により取得したもの 発行日から3か月以内のもの
⑦	取手市税の「滞納がないこと」の納税証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	取手市納税課において、 未納がないことを証明する納税証明書 発行日から3か月以内のもの
⑧	販売品目一覧表 ※取扱い機種及び商品のカタログを含む	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※「別紙1」販売品目一覧表 により設置を希望する商品の種類・販売価格等を表記
⑨	登録証明書等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	自販機に乳飲料等を取り扱い、法令等の許可等が必要となる場合

#### (4) 提出方法

提出期間内に、上記提出書類一式を揃え、提出場所に直接持参すること。  
郵送、電話、FAX、インターネット等による受付は行わない。

### 2 入札参加資格の確認等

入札参加申込書等により入札参加資格の有無を確認し、令和8年3月上旬に申請者あて「入札参加資格確認通知書」を発送する。  
また、当該結果の通知後であっても不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消す。

### 3 質問書及び回答について

入札等内容に関する質問については、回答の公平性を保つため下記期間内に受付し、入札参加者全員に一斉に回答書を送付する。

#### (1) 質問書受付期間

令和8年2月16日(月)から令和8年2月20日(金)まで  
午前9時から午後5時まで

#### (2) 提出方法

質問書(※「別紙2」)に質問事項を記入し、公益財団法人取手市文化事業団  
管理事務室へ持参、郵送、電子メール又はFAXで提出することができる。

#### (3) 質問者への回答

受付期間内に提出された質問事項について、令和8年2月25日(水)までに、  
電子メール又はFAXにより全入札参加者へ回答書を送付する。

### 4 入札の日時

#### (1) 日時

令和8年3月10日(火)午前10時00分  
※郵便入札にて執行する。  
※入札物件「1」より「15」まで順次行う。  
※詳細は「入札参加資格確認通知書」にて通知する。

#### (2) 入札書等の提出期限

入札日の前日(令和8年3月9日)までに、  
公益財団法人取手市文化事業団 管理事務室 必着  
※詳細は「郵便入札執行における留意点」を参照

#### (3) 入札会場

取手福祉会館1階 公益財団法人取手市文化事業団 管理事務室(郵便入札)

### 5 入札方法

#### (1) 入札は物件ごとに行う。

#### (2) 入札書には売上(税抜)に乗ずる手数料率(%表記、小数点第1位まで)を記載する。

#### (3) 代理人による入札の場合は、委任状(※「別紙3」)を提出する。

#### (4) 入札者が1者であっても入札を実施する。

#### (5) 再度の入札

ア 予定価格(率)に到達しない場合の再度の入札は1回とする。  
(FAX又はメールで入札書を提出。)

イ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、最高価格者と協議の上決定する。

#### (6) その他

ア 提出した入札書は理由の如何を問わず、書換え、引換え・撤回することはできない。

イ 入札を公平に執行できない特別な事情があると認めるときは、入札を延期又は取り止める。

## 6 落札者の決定方法

- (1) 公益財団法人取手市文化事業団が定める予定価格（率）以上で、最高の率を入札した者を落札者とする。予定価格（率）は事前公表しない。
- (2) 落札となるべき同額の入札者が2者以上ある場合は「くじ引き」により決定する。  
郵便入札者については、入札事務に關係のない職員がくじを引く。
- (3) 郵便入札の落札結果は、落札者へ電話連絡し、その他の参加者へはメール又はFAXで通知する。

## 7 無効な入札等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ア 入札資格のない者による入札
  - イ 同一者が同一事項に対し2通以上提出した入札
  - ウ 委任状を提出しない代理人による入札
  - エ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - オ 不正行為による入札
  - カ 金額・氏名・印影等が誤脱又は不明確な入札
  - キ 記名押印を欠く入札、又は金額を訂正した入札
  - ク 入札関係職員の指示に従わず、郵便入札の秩序を乱した者の入札
  - ケ 申請書（添付書類を含む）に虚偽の記載をした者の入札
- (2) 失格  
入札書の提出期限（令和8年3月9日必着）を過ぎた場合、入札に参加できない。

## 8 契約

- (1) 契約は別添「契約書」のとおりとする。
- (2) 落札者は、入札後速やかに契約書へ記名押印し、公益財団法人取手市文化事業団へ提出する。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合、当該落札は効力を失う。

## 9 その他

- (1) 本書（要項・仕様書等）を入手した者は、当該募集手続以外の目的で使用してはならない。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、業務委託契約を解約することがある。

## 10 問い合わせ先

〒302-0005  
茨城県取手市東一丁目1番5号  
公益財団法人取手市文化事業団  
TEL：0297-73-3251  
FAX：0297-72-5400  
電子メール：LEK00644@nifty.com